

広報「うたづ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報「うたづ」(以下、「広報誌」という。)への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報誌への広告掲載の基準は、町内における企業活動等の育成の観点から、以下の項目のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特産品等に関連する地元企業で観光客の増加又は町のイメージアップに寄与すると認められるもの
- (2) 町内の商店、専門店、百貨店等
- (3) 公共交通関係機関並びに町内に本店又は支店のある銀行、信用金庫、農協その他これらに類するもの
- (4) 文化事業案内又は学生募集を行おうとする町内の学校
- (5) その他公共性が高いもの

(広告の内容)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れがあるもの
- (2) 政治性があるもの
- (3) 宗教性があるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業
広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 人事募集広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広報誌に掲げることが好ましくないもの

(広告のスペース)

第4条 広告のスペースは、広報誌の指定したページの5段目として、1広告は、縦4.5cm、横8.5cmのスペースとする。また、広告掲載のスペースの数については、町総務課で定めるものとする。

(広告掲載期間)

第 5 条 広告掲載期間は、一年度において、3 か月、6 か月又は 1 年間を選ぶこととする。

(広告の金額)

第 6 条 広告の金額は、3 か月間は 12,000 円、6 か月間は 24,000 円、1 年間は 48,000 円とする。

(広告希望者の募集、選定)

第 7 条 広告希望者の募集は、広告スペース数等を明記して広報誌で行うものとし、選定については同要領第 2 条及び第 3 条にもとづいて、町総務課で行うものとする。また、応募が多数の場合は、町総務課内で希望者立会いのもとで、抽選するものとする。

(広告原稿の作成)

第 8 条 選定された企業等とあらかじめ町総務課と協議し、審査をしたのちに指定した期日までに町総務課に提出するものとする。

(所管)

第 9 条 この要領は、町総務課で所管する。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるものを除くほか、この要領の実施に関し必要な事項は、総務課長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。